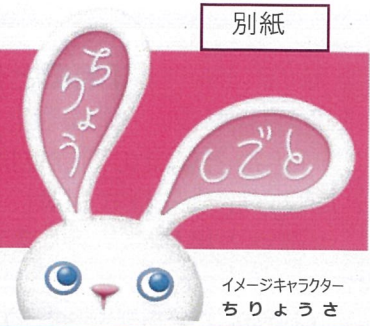


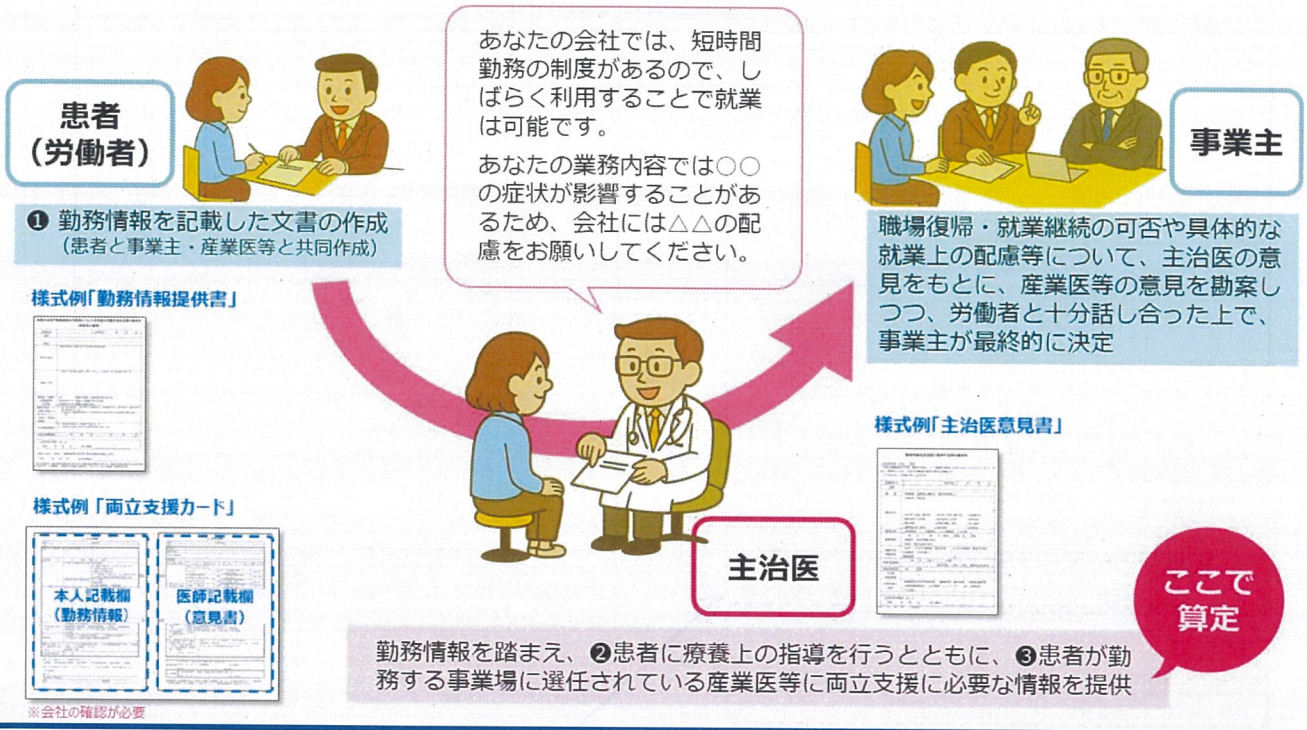
# 療養・就労両立支援指導料

(令和8年度改訂版 ※令和8年6月から)のご案内



## 1. 概要

「療養・就労両立支援指導料」は、患者（労働者）の治療と就労の両立を支援するため、主治医が、患者の就労の状況を把握した上で、勤務先の産業医等に治療と仕事の両立に必要な情報連携等を行った場合に算定される診療報酬です。



## 2. 算定要件

### 初回 850点 (情報通信機器を用いて行った場合 740点)

注：月1回に限り算定

- ① 患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書（患者が作成し事業者が確認を行った文書を含む。）を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」、様式「両立支援カード」】
- ② ①の文書による勤務情報を踏まえ、患者に療養上の指導、就労上の指導を行う
- ③ 事業場に選任されている産業医等（※1）に対して、就労と療養の両立に必要な情報を提供する【様式「主治医意見書」】  
 (※1) 患者が勤務する事業場に選任されている産業医等（産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、労働者の健康管理等を行う保健師）

### 2回目以降 500点 (情報通信機器を用いて行った場合 435点)

注：初回を算定した月から起算して6月を限度として、月1回に限り算定

- ④ 情報提供を行った後、就労の状況を確認し、患者に必要な療養上の指導を行う

### 相談支援加算 400点

- 専任の看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師（※2）が、療養上の指導に同席し、相談支援を行った場合  
 (※2) 相談支援を行う有資格者は、両立支援コーディネーター養成研修を修了した者であること

## 「治療と就業の両立支援指針」の様式例を活用する際の留意点

「治療と就業の両立支援指針」（令和8年厚生労働省告示第28号）に基づき厚生労働省労働基準局長が定める様式例は、その活用方法はあくまで任意ですが、一方、保険診療において「療養・就労両立支援指導料」を算定する場合には、様式又はこれに準ずる様式を用いる必要があります。

### 様式例「両立支援カード」の場合

I. 本人記載欄		II. 医師記載欄	
氏名	生年月日	氏名	生年月日
住所		住所	
職内容		診断名	
勤務時間		現在の症状	
		今後の治療内容	
		通院頻度	
		就労に関する意見	
1 上記職内容に含まれる作業(右記(1)~(3)について該当する作業に○を記してください)	(1)身体上の負荷がある作業 (2)事故の可能性が高まる作業 (3)心身の負担が高いと感じられる作業	① 身体上の負荷がある作業 ② 事故の可能性が高まる作業 ③ 心身の負担が高いと感じられる作業	① 身体上の負荷がある作業 ② 事故の可能性が高まる作業 ③ 心身の負担が高いと感じられる作業
2 利用可能な社内制度		本人記載欄1の作業について、上記A以外の必要な配慮事項(本人記載欄1の作業に対応する配慮事項)	
勤務形態		本人記載欄2の利用可能な社内制度を踏まえた、上記A以外の、患者が働き続けるために医学的理由から配慮が望ましい事項	
通勤方法		医師署名欄	
通勤時間		住所	
通勤時間		本人署名欄	
通勤時間			

- 様式例「両立支援カード」は、患者が自ら記載するもので、①チェックボックス形式で簡便に、②会社の手間を省いて迅速に作成できる様式例です。ただし、記載内容は会社とも合意形成されたものであることが望まれます。主治医にとっても、会社の確認があると安心して意見できますし、会社に連絡する際に参考になる情報です。
- 「療養・就労両立支援指導料」においても、患者が作成した「両立支援カード」が会社の確認を経て提供された場合が、要件になります。

- 会社で選任されている産業医等の有無は、主治医にとって、患者の勤務先との効果的な情報交換のため参考になる情報です。
- 「療養・就労両立支援指導料」においても、会社で選任されている産業医等が、主治医からの情報提供先となる場合が、要件になります。

### 参考：令和8年度改定のポイント

- 対象疾患は、これまでは特定の疾患(※)に限られていましたが、疾患の定めが廃止され、**全ての疾患が診療報酬の対象になりました。**  
 ※ 悪性腫瘍、脳血管疾患、指定難病、肝疾患(慢性経過)、心疾患、糖尿病、若年性認知症
- 「治療と仕事の両立支援カード」を用いる場合も対象に追加されました。
- 両立支援コーディネーター養成研修を修了した看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師による相談支援の評価が大きく引き上げられました。(50点→400点)